

E i w a N e w s

平成23年度税制改正案の概要

平成23年1月
(No. 066)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、
お願い申し上げます。

さて、昨年12月16日に民主党から平成23年度税制改正大綱が発表されました。

法人課税の減税を盛り込むなど企業には成長と雇用拡大を求める一方で、所得控除や相続税率の
見直しなど個人課税は増税となる改正となっています。

今回は、その税制改正項目について主なものをご紹介します。

I 法人税

(1) 法人税率の引き下げ

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率を以下のように引き下げます。

区 分		現 行	改 正 案
普通法人		30%	25.5%
中小法人等	年800万円以下	18%	15%
	年800万円超	30%	25.5%
公益法人等	年800万円以下	18%	15%
	年800万円超	22%	19%

(注) 中小法人等には、一般社団法人等および人格のない社団等を含みます。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金制度の適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人および
中小法人等に限定されます。また、対象とならない法人については、現行法による
損金算入限度額に対して、平成23年度は3/4、平成24年度は1/2、平成25年度は1/4の
引当計上を認める等の経過措置が講じられます。

(3) 欠損金の繰越控除

中小法人等を除き、翌年以後の所得から控除することができる欠損金の控除限度額が
その事業年度に係る繰越控除前の所得金額の80%相当額に制限されます。また、
繰越期間が7年から9年に延長されます。

この改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(4) 減価償却

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率が引き下げられます。これにより、現行の償却率で計算するよりも損金算入額が減少することになります。

II 個人所得税

(1) 給与所得控除

給与収入が1,500万円超の場合の給与所得控除額については245万円が上限となります。また、給与収入が2,000万円を超える役員については、収入金額に応じて給与所得控除額が245万円から段階的に減少し、4,000万円を超える場合は125万円となります。

この改正は、平成24年分以後の所得税および平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

(2) 退職所得

勤続年数が5年以下の役員に支給される退職金については、退職所得控除額を控除した残額の全額を退職所得の金額（課税対象）とし、現行のいわゆる1/2課税が廃止されます。

この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。また、個人住民税については、平成24年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されます。

(3) 年金所得者の申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の他の所得金額が20万円以下の場合について、申告不要制度が創設されます。

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

III 相続税

基礎控除額（非課税枠）が、「5,000万円＋法定相続人×1,000万円」から「3,000万円＋法定相続人×600万円」に引き下げられます。また、最高税率が50%から55%に引き上げられ、税率構造が6段階から8段階となります。

これらの改正は、平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

IV 消費税

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を控除することができる制度の適用については、その課税期間における課税売上高が5億円以下の事業者に限られることとなります。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

これらの改正項目は、次の通常国会において審議・可決される見通しです。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。